# GLOBE

グローブ　2023年1月

112

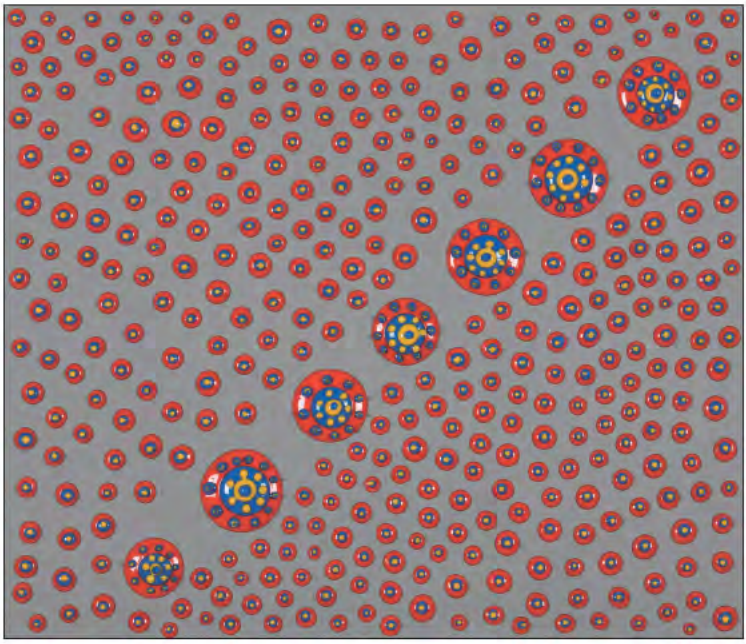

（公財）世界人権問題研究センター

# 「日本最初盲唖院創建之地」石標

## （上京区釜座通丸太町上る東側）

障害のある子どもたちに公教育の場が提供された日本で最初の学校が京都にあります。

明治時代初頭、上京区第十九組区長と上京第十七番組小学校（後の待賢校）の古河太四郎教諭は、学校に通えず、いじめられている聴覚障害を持つ子どもの姿を目撃したことがきっかけとなり、視覚・聴覚障害のある子どもに対する教育を決意し、1878年（明治11年）6月に、日本初の盲聾学校「京都 盲唖院」を開設しました。この石標は、1879年（明治12年）9月に京都第二赤十字病院付近に新築移転した場所、盲唖院跡を示しています。

「京都盲唖院」は、144年以上もの間、様々な変化に対応しながら、視覚・聴覚障害のある子どもに対する教育の発展に大きく貢献してきました。現在は「京都府立盲学校」と「京都府立聾学校」として、視覚支援センターや聴覚支援センターを開設し、地域の特別支援教育を支えています。

他方、日本が批准している障害者権利条約において、障害の有無にかかわらずすべての子どもが、各々の個性を生かしつつ、必要な教育的支援を受けながら、同じ場で共に学ぶ教育とされるインクルーシブ教育が推奨されています。2022年9月に公表された報告書（同条約の政府報告書初回審査に対する総括所見）において、日本は分離教育の廃止や障害のある子どもの通常学級での教育の保障（就学を希望する学校の拒否の禁止）などの勧告を受けています。

障害のある子どもたちの教育をめぐっては、多くの課題に対するそれぞれの考えがあり、議論を重ねる必要があります。ただ、誰もが学び、だれ一人取り残さない、子ども一人一人の個々の可能性を最大限に引き出せる教育のありかたが望まれる「今」と盲唖院が創建された「当時」には、多くの共通点があるように思います。

# GLOBE

GLOBE　No. 112　2023.1　目次

グラビア
「日本最初盲唖院創建之地」石標 ……（表紙裏）
連　載
新・世界の人権はいま
―普遍的定期審査の現場から―（その二）…… 坂元　茂樹　2
エキスパートコメント
紛争地とビジネス
―経済制裁とのかかわり …… 吾郷　眞一　4
研究報告
Yahoo! JAPANにおける誹謗中傷・偽情報
（フェイクニュース）対策について… 今井理恵子　8
研究報告
「今村家文書」に寄せて …… 今村　壽子　10
研究報告
子どもの権利条約の個人通報制度と
子どもの権利委員会の「見解」…… 有江ディアナ　12
研究報告
性的マイノリティに関する
教員意識調査について …… 風間　孝　14
研究報告
Corporate Social Justice Project
―「公正な社会」の実現に向けて企業ができること― … 井上　良子　16
事業紹介
ウトロ平和祈念館　団体ガイドプログラム… 金　秀煥　18
人権の窓
多様性は可能性
（公財）京都市国際交流協会の取り組み… 山本　弥生　20
外部寄稿
文化芸術による共生社会の
推進に向けて …… 文化庁
地域文化創生本部　22

**GLOBE（グローブ）**　ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」・・・作品名「無題」
■「天才アート」（特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構）提供　水玉 みり 1982年生まれ

# 新・世界の人権はいま

## ―普遍的定期審査の現場から―（その二）

研究センター理事長・所長
坂元　茂樹

日本は、第一回普遍的定期審査（ＵＰＲ）でパリ原則に基づく国内人権機関を設置するようにとの勧告を受け入れたが未だに実現できていない。第二回のＵＰＲの事前質問において、国内人権機関設置のための国の計画について質問したのがスペインとメキシコであった。これに対して日本は、内閣が、二〇一二年九月、次期国会に提出する人権委員会設置法案の閣議決定を行った旨を回答した。

二〇〇二年第一五四回国会（常会）に小泉内閣が提出した人権擁護法案は、その後の継続審議を経て、二〇〇三年一〇月の衆議院解散によって廃案となった。その背景には、この法案が設置しようとした人権委員会が法務省の外局に過ぎず、組織の独立性に疑問があったからである。例えば、仮に二〇一一年に発生したスリランカ人のウィシュマさんが死亡した名古屋入管の事例のように、入管職員という公務員によって人権侵害を受けたとして遺族が人権委員会に救済を求めたとしても、同じく法務省の外局である出入国在留管理庁に対して、同人権委員会が法務省から独立してその救済機関としての役割を果たせるといえるかといえば、案外むずかしい面があろう。また、同擁護法案に人権委員会委員や人権擁護委員に国籍条項があったことにも批判があった。さらに、同法案では、報道機関に対する特別救済の対象である「過剰取材」の定義が曖昧であったことから、国民の知る権利や報道の自由を侵害するおそれがあるとして、マスコミからの批判も多かった。

その意味で、二〇一二年九月の民主党の野田政権による人権委員会設置法案の閣議決定には注目が集まった。とりわけ、同法案では、「何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有するこ

とを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならないものとすること」（第二条）と規定し、人権擁護の対象が拡大されていたこと、また、人権委員会が、国家行政組織法第三条の規定に基づく委員会（公正取引委員会や国家公安委員会などのいわゆる「三条委員会」）であり、高い独立性を保つとされたことである。委員会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命した委員長と委員四人で組織し、委員のうち三人は非常勤で、任期は三年とされていた。

第二回ＵＰＲでは、モロッコが国内人権委員会の独立性を確保するための措置について質問した。これに対して日本は、当該委員会は独立性を保ち政府の監督を受けないと回答した。セネガル、スリランカ、英国、オーストラリア、アゼルバイジャン、メキシコは、日本の国内人権委員会創設の計画を歓迎し、留意した。ネパールやインドネシアも、日本の法案提出に言及した。そして最終的に、ネパール、スペイン、ニカラグア、チュニジア、ウクライナ、英国、ベナン、ブルキナファソ、フランス、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、メキシコがパリ原則に適合した国内人権機関の設立プロセスを早期に完了することを勧告した。日本は、これらの勧告に対してフォローアップすることに同意した。

なお、この中で英国が国内人権機関の設立の進展について最新情報を国連人権理事会に提供するよう求めていたので、日本は、二〇一二年一一月一六日の衆議院の解散により同法案が廃案となったと回答している。

この問題は、最近の自由権規約委員会の日本の第七回政府報告書審査に先立つ事前質問（list of issues）でも取り上げられた。国内人権機関の進展についての質問がなされたが、日本は、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、検討しているところである」と回答したに止まった。二〇二二年一〇月一三日と一四日の両日に行われた対日審査を踏まえて自由権規約委員会によって示された総括所見において、独立した国内人権機関の設置が求められると同時に、設立に向けた明確な進捗がないことに遺憾の意が表明された。委員会は、日本政府に対して、この国内人権機関の勧告の実施状況について、二〇二五年一一月四日までに報告するよう求めており、今やこの問題は待ったなしの状況となった。

# 紛争地とビジネス
## ―経済制裁とのかかわり―

研究センター
プロジェクトチーム5リーダー
立命館大学衣笠総合研究機構教授・
国際平和ミュージアム館長
吾郷　眞一

一昨年に起きたミャンマーでのクーデターや、昨年初めから続いているウクライナ戦争は、それらの国々に関連するビジネスを行っている企業活動に大きな影響を与えています。ミャンマーやロシアでの事業から撤退すべきなのか、財・サービスの提供は控えなければならないのか、その他の紛争地域からはどうなのか、といった問題に企業は直面しています。この問題を国際法の観点から見ると、どのように理解されるのでしょうか。

一．まず、現在も毎日のように戦闘状況が報道されているウクライナ問題から考えてみましょう。この戦争の原因を作ったのはミンスク合意を守らず、また、東部のロシア語系住民を弾圧してきていたウクライナにある、という議論はあるものの、昨年二月に始まった「特別軍事作戦」が国際法的に見た場合「侵略」に該当し、したがって国連憲章違反であり、一般国際法違反でもあることは国連総会が圧倒的多数で認めています。これに基づいて西側諸国が様々な軍事援助をウクライナに対して行うと同時に経済制裁を科していることは、国際法的には違法行為に対する対抗措置として容認できると考えられます。ただ、それは通常であれば違法となること（例えば、ロシア人および企業の財・サービスの差し押さえとか、ＷＴＯ法上の権益を無効化する交易制限）の違法性が阻却される、という意味です。軍事支援の方はというと国連憲章上の集団的自衛権（ウクライナの要請に従い、ウクライナの自衛行為を援助する）を持ち出さないと説明がつかないでしょう。また、違法性が阻却されると言っても、直接ロシアによる「侵略」を受けていない国が経済制裁をすることの違法性阻却事由（合法性）を、どのように説明するかは、簡単ではありません。本来であれば、国連の集団安全保障機能が作動し、国連憲章に基づく非軍事的措置や、場合によっては強制措置が集団的に行使されることになるはずですが、今回は特に、拒

否権を持つ安全保障理事会の常任理事国が侵略の当事者ということで、ほとんど機能しません。とすると問題は一般国際法に行き、「侵略をしてはならないこと」がerga omnes（対世的）な義務と考えられているので、いずれの国もそれに対して対抗措置を講じることができる、という説明がなされることになります。

対ロシア経済制裁が国際法的に許されることになり、各国が交易制限を加える立法措置をとった場合、それに影響を被る企業はそれに従わなくてはなりませんが、それ以前に企業独自の判断で紛争地から撤退したり、取引をやめたりすることが散見されます。これらの行動は、何をもとにされるのでしょうか？いくつかの欧米の有名ブランドが、早々とロシアから撤退したことはニュースになりましたが、これは国が行う経済制裁の一環なのでしょうか？航空機の部品の禁輸は、その性質を持っていると言えますが、ハンバーガーチェーンや高級ブランド会社が引き上げることは違うでしょう。それは、それらの企業が、ロシアで営業することについてのレピュテーション低下を恐れているからと考えられます。「ビジネスと人権」という最近の考え方に依拠するならば、「大規模人権侵害を行っている地域に関わる経済活動の自粛」ということになるでしょう。なにせ戦争こそ、最大の人権侵害ですから。

二．国連の「ビジネスと人権指導原則」は、人権について国や企業がやるべきこと、してはいけないことを原則の形で文書化しています。この指導原則と呼ばれるものは、いわゆるソフトローとして、国や企業の行動を規制しています。法的拘束力はないのですが、実際には様々な効果を及ぼします。その大きな柱は、企業による人権デュ―ディリジェンス（人権ＤＤ）（人権相当注意義務とでも訳せると思います）の実施と、それを促す国の義務です。

最近のミャンマーの状況を見るとわかるのですが、赤裸々な人権侵害を行っている軍事政権を前に、企業も対応に腐心していることが見受けられます。国連指導原則によれば、人権侵害が著しい地域での営業や取引には注意しなくてはいけない、そのために企業の本国政府は、そのような地域で活動を展開する企業に対して、適切な助言をすべきであると言っています。すなわち同原則、第一部の第七項目「紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること」の中で「重大な人権侵害のリスクは紛争に影響を受けた地域において高まるため、国家は、その状況下で活動する企業がそのような侵害に関与し

ないことを確保するために…企業がその活動及び取引関係によって関わる人権関連リスクを特定し、防止し、そして軽減するよう、企業に関わっていくこと」や「重大な人権侵害に関与しまたその状況に対処するための協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否すること」などを呼び掛けています。これは、国に対しての働きかけではありますが、企業もその結果として規制を受けることになるわけですから、企業自体にとっても行為規範になります。なぜ国に対しての働きかけにしているかというと、企業としてはそれが人権侵害に加担しないことになるのか、侵害国に対しての制裁的意味を持つのか判断がつかない場合があるから、それについて指針を与えるのは国の役割と言っているのです。つまり、企業が撤退したり規模縮小したりすることがかえって、一般人の被害を増大させることが懸念されるので、そのあたりを見極めた本国政府の助言が大事だというわけです。ミャンマーの状況では、特に軍と直接に関連しない企業である場合、撤退や、経営の縮小は一般市民の雇用削減あるいは失業の結果をもたらすので、撤退を躊躇するという考量が働くわけです。国連指導原則もそこまですべきだとは言っておらず、そのあたりの判断を本国政府がしてあげるように、と言っているわけです。

三．この国連のビジネスと人権指導原則ができる数十年前に、やはりミャンマーについて大きな出来事がありました。当時も軍事政権による大弾圧があったのですが、その時に当の軍事政権との契約の下に石油開発事業をしていたフランスＵＮＯＣＡＬという大手石油企業が、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の下に置かれたフランスのナショナル・コンタクトポイント（ＮＣＰ）により、この事業はＯＥＣＤ多国籍企業ガイドライン違反であるという認定をしたのです。ＮＣＰは政府ではありませんが、政府間国際機構であるＯＥＣＤの下に設置されたフランス政府組織の一部です。今日の国連指導原則が言う国による指導に近いものと想定することができます。ＮＣＰの判断に強制力はありませんが、その石油会社は、レピュテーション悪化を懸念して、ミャンマー事業から撤退しました。

四．当時のミャンマーでは、さらにもっと明確な形で国際組織による経済制裁が勧告されていました。ＩＬＯの強制労働禁止条約違反問題で、ＩＬＯでの苦情手続きが完了し、その帰結に従わないミャンマー政府に対して

の経済制裁が、ＩＬＯ総会によって勧告されていたのです。これはＩＬＯ史上初めてのケースでしたが、多くの国と企業がこれに従い、ミャンマーとの取引を停止しました。国際機構による勧告ですから、法的拘束力はありません。しかし、これについて行われる措置（ミャンマーへの投資制限など）は従わなくてはならず、そのような措置を取っていない国の企業がその間を狙ってミャンマーに進出することが、ひんしゅくを買っていました。

このＩＬＯの勧告はかなり効果があり、ミャンマーの民主化の（短期的）成立に貢献したと言われています。自宅監禁解放後のアウンサンスーチー氏が、直後のＩＬＯ総会に招待され、感謝の言葉を表明しています。現在、再び同じ手続きが、今回のクーデターについて進行していますので、おそらく同じ経過をたどり、ＩＬＯ史上二度目の経済制裁決議がなされることになるのではないでしょうか。そのときを待つまでもなく、現在いくつかの企業が撤退し始めているのは、ＯＥＣＤガイドライン、ＩＬＯ基準、国連「ビジネスと人権指導原則」などが働きかけている、人権侵害に加担しないというソフトローに応じ、人権ＤＤ（人権相当注意義務）を実行に移しているとみなすことができます。

五．紛争地域における人権ＤＤを実行する、といっても具体的な場面がそれぞれ違うので、何をどこまでやったらいいかということは、明白ではありません。先に紹介したミャンマーのように、その石油会社が行っているパイプライン敷設工事自体の中に強制労働が確認されたというような明白なものから、今回のウクライナのような、その事業自体は直接的に戦争に加担してはいないケースまで幅が広く、なかなかわかりにくいところがあります。経済制裁が単独の国の判断で行われている場合（たとえば、新疆ウイグル地区での強制労働を理由に米国が、その地域で生産された綿花が使われた商品を輸入制限する）などでは、問題がもっと複雑になります。人権ＤＤを尽くして生産した衣類が陸揚げ拒否にあうのであれば、これはむしろ拒否国のＷＴＯ協定違反ということで、拒否をされた企業の母国は、その企業を守っていかなくてはならないでしょう。この辺りに、国連指導原則が政府に対して、いろいろと注意喚起をしていることが意味を持ちます。

企業がどこまで人権ＤＤを実施しなくてはいけないかについての指針は、特に紛争地域が関連する場合、政府に強くかかってきていると言えるでしょう。

# Yahoo! JAPANにおける誹謗中傷・偽情報（フェイクニュース）対策について

ヤフー株式会社
政策企画統括本部 政策渉外部
マネージャー　弁護士
今井　理恵子

## 一、ソーシャルメディアにおける誹謗中傷と偽情報の流通

インターネットの急速な普及により、個人がソーシャルメディアにおいて様々な発信を行うことが可能となった結果、ＳＮＳやブログ、掲示板などのＣＧＭ（Consumer Generated Media）が我が国の日常生活や社会経済活動において大きな役割を果たすようになった。こうした有益な側面がある一方で、ＣＧＭサービスにおいては違法・有害な情報の流通が依然として認められ、誹謗中傷の深刻化が問題となっている。同時に、新型コロナウイルス関連の医療情報や災害情報、政治情勢等の国民の行動変容に重大な影響を及ぼしうる偽情報の流通も目立つ。

こうした問題への対策を強化するため、政府では二〇二一年六月に侮辱罪の法定刑引き上げを内容とする改正が行われ、総務省でもオンラインプラットフォーム（以下「プラットフォーム」）サービスにおける誹謗中傷・偽情報対策について議論が行われてきた。世界的な批判の高まりを受け、米国やＥＵではプラットフォームへの偽情報関連の規制強化の議論が続く。

こうした問題を受け、ＣＧＭサービスを有するプラットフォーム事業者の誹謗中傷や偽情報への対策が急務となっている。当社では、ユーザーの表現の自由へ配慮しながらも、情報が迅速かつ広範に広まるインターネットの特性や、プラットフォーム事業者の影響力の大きさを踏まえ様々な自主的な取組みを進めてきた。その際、恣意的な対応とならないよう、外部の有識者等の意見もうかがいながら、透明性・アカウンタビリティの確保も図ってきた。

## 二、当社における誹謗中傷対策

### （一）プラットフォーム上の表現の自由と誹謗中傷

インターネット上の掲示板やＳＮＳ等のＣＧＭサービスは、ユーザーが自由に意見を述べるとともに、多種多様な価値観に触れる重要な場であるといえる。このような役割に鑑みて、ＣＧＭを提供するプラットフォーム事業者はユーザーの表現の自由を尊重し、投稿を一方的に削除することによりユーザーの表現の場を不当に制限することには慎重にならなければならない。他方で、当然ながら誹謗中傷は許されず、プラットフォーム事業者としては、誹謗中傷の抑制の見地から違法（名誉棄損や侮辱等）な投稿よりも広く削除することが必要になる場合がある。ただし、ユーザーの予見可能性を確保する観点から、ガイドライン等において禁止される表現を明

示することが望ましい。

（二）当社における誹謗中傷抑止の取組み

当社においては、各種ＣＧＭサービスのガイドラインにおいて違法（民法・刑法上の名誉棄損や侮辱等）の蓋然性の高い表現に加え、一定の不快表現やヘイトスピーチなどの表現を禁止し、ユーザーの予見可能性を高めるためにガイドライン上で禁止される投稿の例を具体的に示し透明性を図っている[1]。その上で、ＡＩによる検知と専門部隊による目視により２４時間体制で投稿のパトロールを行い、各ＣＧＭの投稿ガイドライン違反となる投稿の削除を行っている。

また、昨今の誹謗中傷への問題意識を踏まえ、Yahoo!ニュース（以下「ニュース」）では、二〇二一年一〇月にコメントポリシー違反の件数等が一定の閾値を超えたコメント欄を閉鎖する取組みを開始した[2]。更に、二〇二一年一二月に前年度分のＣＧＭサービス（知恵袋・ニュースコメント）に関する透明性レポートを公表[3]し、取組みの透明化を図っている。具体的には、投稿数や削除件数・発信者情報開示の件数、削除理由やその内訳、パトロールの体制等について詳細に公表している。加えて、二〇二二年一〇月にニュースコメントへ投稿するユーザーにＳＭＳ認証を必須化[4]するという取り組みを始めた。

当社においては、これらの取り組みによる誹謗中傷抑止への効果やユーザーへの影響を検証しつつ、今後も外部の有識者等の意見等をうかがいながら見直しを図っていく必要があると考えている。

## 三、ＣＧＭにおける偽情報対策

プラットフォーム事業者が保有する情報は限定的であり、投稿された事実の真実性を判断することが困難であるという悩ましい立場にある。当社では二〇二一年に偽情報の投稿を禁止する基準を新設し、新型コロナウイルスのワクチン情報といった医療情報等について、厚生労働省のＨＰ上の情報など、信頼できる機関の公表情報をもとに真偽が判断できるものについて限定的に削除を行っている。今後は、日本のファクトチェック団体による判断結果をＣＧＭサービスにおける偽情報対策に積極的に活用することを検討している。

**注**

（1）（Yahoo!ニュースコメントポリシー）https://news.yahoo.co.jp/info/comment-policy
（知恵袋）https://chiebukuro.yahoo.co.jp/topic/guide/rule/

（2）（https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2021/10/19a/
https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2022/01/20a/

（3）（透明性レポート）https://about.yahoo.co.jp/common/transparencyreport_2020/

（4）（newsHACK）https://news.yahoo.co.jp/newshack/information/comment_SMSauth_20221018.html

# 「今村家文書」に寄せて

研究センター研究員
今村　壽子

## 一、はじめに

京都では、今も個人宅からの古文書の発見を耳にします。私宅も何年か前にその一例となりました。私は幼い頃から我が家には文書があり、大事に守るように先代から教えられて来ました。そして時々薄暗い中二階で、長持に眠る文書を垣間見ながら「この文書が世の中で役立つ機会があれば・・・」と願うようになりました。そんな折、ある会議の終わりに知人が「柳原銀行記念資料館」開設のチラシを配り説明されました。そこで交わしたひと言が文書の調査・研究に繋がるきっかけとなりました。以後十八年を経て、関係くださった皆様の多大なご尽力の賜物で『今村家文書史料集』が刊行されました。

以下、文書に登場する地域の変遷とそれに纏わる人々の交流の一端を述べます。

## 二、地域の変遷

今村家文書に関わる地域は、明治以前には「大仏柳原庄」と呼ばれ、北は五条通辺りから南は一ノ橋川の北側（本町十丁目）まで、東は妙法院辺りから西は高倉通辺りまででした。つまり、今と大きく異なるのは鴨川を挟んだ東側（柳原本郷）と西側が同じ村であり、南北は一ノ橋川を境に「郡」が変わることでした（北は愛宕郡、南は紀伊郡）。しかし、明治二（一八六九）年に行われた町組改正により、本町通は本町十一丁目以南の街道筋も全て下京三十一番組に編入されました。そして、それ以外の鴨川の西側地域を中心とする地域はそのまま柳原庄（明治二二年に柳原町と変更）として引き継がれました。

## 三、柳原庄（村）への引き継ぎ

柳原庄の町組改正をはじめとした様々な変革によって、それまでは庄屋として村全体に関わっていた今村家は、村の仕事を新しく独立していく村の代表に引き継ぐことになります。この時期の人々の交流や取り組みの様子を文書の日記や手紙及び言い伝え等から垣間見ることができます。特にここでは、変革期に関わった今村忠

次と変革後、柳原庄（鴨川の西側地域）の戸長や町長をされた桜田儀兵衛さんを中心にその一端を記します。

○今村忠次（忠右衛門）のこと（明治一五（一八八二）年一二月没、享年六五歳）

「おじいさんは目が覚めたらいつも『役場』『役場』と言って出て行った」「役場のことばかり考えていた」というのが家族に残した変革期の忠次の姿です。忠次が柳原庄役場へ熱心に通う姿は家族の心を捉えたようで、玄孫の私にまで伝わっています。その思いは町村引き継ぎに向けての責任感と共に心の繋がりを大事にしたかったのではないでしょうか。

○桜田儀兵衛さんとのこと

桜田儀兵衛さんとは、特に引き継ぎの時期にいろいろ交流があったようです。忠次は儀兵衛さんから柳原庄の村づくりの件で手紙をもらったり、柳原小学校建営や新しい村づくりに知恵を出し合って取り組んだようです。

また、亡母からは、「忠次が儀兵衛さんのお宅へ伺ったらフワフワしたお座布団を出して温かなもてなしをしてくださった」こと等聞いています。儀兵衛さんと忠次の間には根底に信頼し合える心の繋がりがあったと推測されます。さらに儀兵衛さんが地域に尽力された話等は、私の心に印象深く残っています。

## 四、引き継ぎ以降の両地域

大正七（一九一八）年、柳原町が京都市に編入されるにあたり、鴨川の東と西で学区が明確に分かれました。そのため、近年の崇仁地域では「明治以前から大仏柳原庄の東側と西側とは全く交流がなかった」と考えられていたようです。文書調査の過程でそのような話を伺い、幼い頃から逸話や言い伝えで繋がりを聞いていた私はびっくりしました。

## 五、まとめと課題

○明治半ば以降、大仏柳原庄でのそれまでの交流が見えなくなっていったのは何故なのかを見つめ直すことが、あらゆる差別と立ち向かうためのヒントになると考えます。

○人権を尊重する一歩は、共感的なふれあいの中で「人が人を知る」ことであると考えます。そのために、人間どうしが豊かにふれあえる機会を大切にしたいものです。

○同じ時代であっても、地域ごとに歴史のたどり方には異なる面が見られます。従って、「その地域ならでは」の歴史的な特徴を見直すことが必要ではないでしょうか。そのような素材として「今村家文書」が役立てば幸いです。

# 子どもの権利条約の個人通報制度と子どもの権利委員会の「見解」

研究センター専任研究員
有江　ディアナ

**【はじめに】**二〇二一年五月三一日、国連子どもの権利委員会（以下、委員会）による「A．E．A．対スペイン事件」に対する「見解」が採択された。本事案では、在留資格のないモロッコ国籍の子ども（A．E．A．）に対し、小学校への入学を認めなかったことが、子どもの権利条約（以下、本条約）第二八条（教育についての権利）との関連で、第二条（差別の禁止）及び第三条（子どもの最善利益）の違反が認定された（グローブNo.95・No.103も参照されたい）。本稿では本事案の概要を紹介し、「見解」の意義を考えてみたい。

**【事案の概要】**A．E．A．は、二〇一二年にスペインのメリーリャで生まれた。二〇一九年五月、A．E．A．の母親は小学校への入学手続を行ったが、新学期開始後も行政からの連絡はなかった。母親は予防措置を裁判所に求めたが、却下されたため上訴した。翌年二月、委員会は同国の類似の個人通報に対し、子どもの就学を求める暫定措置を要請した。母親は再び予防措置を求めたが、却下された。国内救済は完了していなかったが、既に生じた権利侵害に対する国内の救済措置が効果的ではないとの判断から、母親は委員会に通報した。母親は、A．E．A．のメリーリャでの居住証明も提出したにもかかわらず、学校が拒否した唯一の理由がA．E．A．がモロッコ出身であることと在留資格が欠如していることをあげ、本条約第二条への違反を主張した。また、初等教育は権利かつ義務であることから、その否定は、A．E．A．の最善の利益が十分に考慮されておられず、第三条の違反も主張した。さらに、第二八条との関連では、入学拒否がA．E．A．の適切な発達、生活の質の享受と能力開発を妨げているとした。一方、スペインは在留資格がなくても入学手続が可能であるとしながらも提出された書類が居住証明にならず、警察の居住先訪問によって確認できたとした。メリーリャは隣国モロッコとの交通網協定に基づき、往来が容易であるため、モロッコ住民がメリーリャの公的サービスを受ける人もいる。従って、住民登録が公教育にアクセスするための条件となり、居住先の確認が必要であるとした。

**【委員会による判断】**委員会は、双方の主張を踏まえて、スペインの国内法において権利が認められているにもかかわらず、実際は、在留資格がない子どもたちが入学手続に際し障壁に直面していることを指摘した。まず、警察が居住先を訪問したのが、最初の入学手続から一八か月後であり、必要な措置を講じるのに要す期間として妥当ではないだけでなく、居住先が確認された後も直ちに入学させなかったことについて第二八条に基づく教育へのアクセス権が侵害されたと確認した。次に、委員会は在留資格がない状況にあることに加え、国籍に基づく直接的で事実上の差別が存在したと述べた。特に、当局が入学を拒否しつづけたことが、A. E. A. の在留資格がない非正規外国人としての地位に基づく区別であり、当事国の主張の正当性が欠けており、約二年間就学させなかったことが第二八条と併せて第二条の差別されない権利が侵害されたとした。そして、委員会は学校への暫定措置として就学要請に対する司法及び行政手続の説明が十分ではないとした。裁判所がA. E. A. の学校教育へのアクセスよりも公共の利益を優先すべきと述べ、暫定的な就学を拒否したことに対し、委員会は、国家がいかなる形態の差別もなく、管轄下のすべての子どもの教育についての権利の尊重に加え、保障する義務があることを強調した。加えて、入学手続において個別の評価が欠如し、最善の利益が主要な考慮事項ではなかったとして第二八条と併せて第三条一項に違反があったとした（ほか、第三選択議定書第六条への違反）。

**【「見解」の意義】**個人通報制度の個々の事案では、子どもの状況を本条約の権利規定に照らし、検討すると同時に、迅速な判断が求められる。委員会の勧告を含む「見解」は裁判における判決ではないが、委員会が具体的な事案について、通報者と通報された国の双方の主張を踏まえて、事実に基づき下した法的判断としての先例的価値がある。例えば、本事案後に通報された類似の事案においては、この「見解」を踏襲して、二〇二二年九月に違反認定の判断がだされている。また、「見解」がだされた後の被害者への救済はもちろんのこと、当事国内の類似の問題の改善を促し、条約の履行確保に重要な役割を果たしている。例えば、スペインの場合、二〇二一年六月時点のメリーリャでは、約一五〇人の在留資格のないモロッコ国籍の子どもが入学拒否の状況におかれていたが、同年九月の新学期開始には多くの子どもが学校に入学できるよう、行政措置がとられた。

**【おわりに】**重大な権利侵害を受けているにもかかわらず、十分な国内救済を受けられない子どもがいることを考えると、個人通報制度には大きな意義があり、日本を含む未批准の国の批准が待たれている。

# 性的マイノリティに関する教員意識調査について

研究センター
プロジェクトチーム４リーダー
中京大学教養教育研究院教授
風間　孝

文部科学省は、二〇一五年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を発出し、性同一性障害をもつ児童生徒への対応の実施にあたっての具体的な配慮事項を示した。一方で同省は、二〇一七年に学習指導要領を告示したが、そこに性的マイノリティや性の多様性については取りあげられていない。文科省は、性同一性障害の児童生徒を配慮の対象と見なす一方で、性的マイノリティ全般や性の多様性については授業で教える必要はないという立場をとっている。

このような形で性的マイノリティの児童生徒に対しての施策が行われる中、小学校～高校の教職員が性の多様性や性的マイノリティについてどのような知識や認識を持ち、ニーズを有しているのかを明らかにし、性的マイノリティの児童生徒へのよりよい対応や支援の在り方を考察することを目的に、プロジェクトチーム４では京都府内及び大阪府内の小学校・中学校・高校を対象に、二〇二一年一二月から二〇二二年二月にかけて調査票調査を実施した。対象は以下のとおりである。①京都府：京都市内の小・中学校に関しては無作為抽出を行った京都市立の小学校四一校、中学校二〇校（抽出率二五％）、京都市外の小・中学校に関してはすべての公立の小学校一九七校、公立の中学校九六校、高校に関しては京都府内のすべての公立高校六〇校（京都市立一〇校、京都府立五〇校）。②大阪府：大阪府内の人権教育団体に加盟する公立・私立の学校三〇六校（小学校七九校、中学校一二三校、高校一〇四校）。なお調査票は、すべての学校の管理職、人権教育担当教職員、生徒指導担当教職員、養護教職員、採用年度の最も新しい教職員に対して各校五通ずつ送付した（送付数は京都二〇七〇通、大阪一五三〇通）。回収率四一・二％であった。

現在、調査結果の分析を進めているところであるが、

現時点で分かっていることを記したい。まず、ほとんどの教員が同性愛や性別違和に関して一定の知識を持っていることがわかった。例えば、同性愛は精神疾患である、身体の性別に違和感を持つことは精神疾患であると答えた割合は、それぞれ京都・大阪の教員ともに二％程度であり、多くの教員が病理という誤った認識をもっていなかった。また同性愛者や両性愛者、およびトランスジェンダーの児童生徒が学校生活の中で困難に遭遇しやすいと答えた割合は、京都・大阪の教員ともに九五％前後であり、性的マイノリティの児童生徒が学校生活の中で困難に遭遇しやすい状況にあることも多くの教員が認知していた。また学校の授業で性的マイノリティや性の多様性について取りあげる必要があると答えた割合は、京都・大阪の教員ともに九五％を超えていた。学習指導要領には性的マイノリティや性の多様性について記されていないものの、学校の教員は授業で取りあげる必要性を感じていることがわかった。

一方で課題も見えてきた。担任するクラスに同性愛者やトランスジェンダーの児童生徒がいたら抵抗があると答えた割合は京都・大阪の教員ともに五％台であったが、きょうだいが同性愛者やトランスジェンダーだったら抵抗があると答えた教員は、京都・大阪ともに同性愛者で一八％、トランスジェンダーで一五％であった。児童生徒の場合は抵抗がないと答えても、きょうだいの場合に抵抗があるということは、なんらかのきっかけでその抵抗感が児童生徒に向けられる可能性がある。また「性的マイノリティの児童生徒がいる場合は、教職員間で情報共有した方がよい」という設問に同意した割合は、京都の教員で九四・五％、大阪の教員で九〇・二％であった。こうした考えにもとづいて行動した場合、同性愛者やトランスジェンダーに抵抗感をもつ教員がいるなかで、自分のセクシュアリティが教員の中であっても自分の知らないところで流布してしまい、そのことを生徒が知った場合、メンタルヘルス上の深刻な危機をもたらす可能性もある。この結果から、教員間であっても同意のない性的マイノリティの性的指向・性自認に関する情報共有がアウティングという人権侵害につながることを、教職員研修等を通じて積極的に取りあげる必要性が示唆されたといえる。

なお調査結果の詳細は、世界人権問題研究センターのホームページにて公開している調査報告書をご覧いただきたい。

# Corporate Social Justice Project
## ～「公正な社会」の実現に向けて　企業ができること～

研究センター専任研究員
井上　良子

### 一．プロジェクトの背景と目的

一九八七年に設立され、国際協力に関する様々な調査や政策提言を実施するＮＰＯ法人国際協力ＮＧＯセンター（ＪＡＮＩＣ）が、二〇二二年四月に政策提言・啓発部門を「ＴＨＩＮＫ　Ｌｏｂｂｙ」に改め、市民社会のためのシンクタンクを新設しました。「平和・公正で持続可能な社会の実現」に向けて、市民がともに学び、考え、行動するきっかけや場を提供することを目指しています。筆者がリサーチャーとして関わる独自調査「Corporate Social Justice Project」では、ＳＤＧｓゴール一六（平和と公正をすべての人に）および国連「ビジネスと人権」に関する指導原則を軸に、平和・公正・人権尊重のための企業行動の領域を調査・分析しています。①企業がどのように貢献できるのか現状を調査し、課題を整理すること②企業が目指すべき方向性とともに、具体的な行動基準を提言すること③各産業をリードする企業と市民社会の対話を推進することが本プロジェクトの目的です。

### 二．Social Justice（社会正義／社会的公正）と企業行動

グローバル社会における「Social Justice（社会正義／社会的公正）」は、古くて新しい問題です。古くは国際労働機関（ＩＬＯ）が一九一九年から使ってきた概念であり、社会的公正の基本的な枠組みは、一九九五年のコペンハーゲンでの社会開発サミットで提唱されました。そこでは、ソーシャル・インクルージョン（社会的統合）、貧困の撲滅、ディーセント・ワークの三つの柱のもと、国レベルで適切な政策に反映することが求められました。当時柱とされた三つの概念は、二〇一五年九月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」にも引き継がれています。

ＳＤＧｓでは、ゴール一六に「平和と公正をすべての人に」を掲げ、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築することを求めています。その達成に向けて、暴力による死亡率の減少、子どもの虐待や搾取の撲滅、司法への平等なアクセス等に関わる一二のターゲットが設定されています。国連グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（ＧＣＮＪ）の会員企業・団体を対象にした「ＳＤＧｓ進捗レポート二〇二二」で

は、腐敗防止に関するコレクティブ・アクションである「東京原則（二〇一七年）」に定められているリスク段階に応じた対策が推奨されていますが、平和・公正・人権尊重に対する企業の貢献は、腐敗防止の責任に限ったものではありません。

近年では、米国で端を発した#MeToo運動や#BlackLivesMatterを契機に、グローバル企業が社会的スタンスを表明し、社内施策やブランディングを通じて積極的に企業姿勢を明確にする動きが活発化しています。例えばアップル社は、二〇二一年一月に「より公正で衡平な世界を築き上げる喫緊の責務を負っている」として一億ドル規模の「人種的平等と正義のためのイニシアティブ（REJI）」を発表。グローバル企業におけるD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）施策は、DEIもしくはDEIJ（ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン&ジャスティス）へとアップデートされており、黒人・先住民・有色人種や女性が経営する企業を優先的に選定する方針を掲げる企業も登場しています。また、ナイキは米国の人種差別に対して明確な反対姿勢を示すブランド広告を掲示し議論を呼ぶとともに、結果として売上と企業価値に好影響をもたらしたと言われています。

### 三．「公正な社会」の実現に向けた企業行動の指針案

一方で、多くの日本企業が活動拠点を持つアジア地域に目を向けると、軍事政権や独裁政権の台頭、非政府組織による国家権力の掌握、政治腐敗等による政治／経済危機など民主的なガバナンスや市民社会の活動が脅かされています。そこに追い打ちをかけるような新型コロナウィルスの蔓延により、格差や社会的不公正が拡大し、SDGs達成状況も後退するなど、社会的公正の実現が喫緊の課題となっています。そのような状況下で、企業が持続的な経済活動を行い、リスクを低減させていくためには、あらゆるステークホルダーとの対話が不可欠です。そのため、本プロジェクトでは、企業と市民社会との対話の機会を作りながら「公正な社会」の実現に向けた企業行動の指針案の作成に取り組んでいます。

そこでは、制度的・構造的問題に起因する企業における格差・差別の是正、企業または事業活動において影響を受ける人びとの権利保障、制度的・構造的問題の助長につながる企業行動の回避の観点から、平和・公正・人権尊重のためのコミットメントや社内での仕組み作り、企業文化の醸成、責任ある企業行動の実現と実践、そしてステークホルダーとの対話の実践を指標としています。現在開発中の指針案をもとに、企業と市民社会との対話を深め、「公正な社会」の実現に関する共通認識を醸成していきたいと考えています。

# ウトロ平和祈念館　団体ガイドプログラム

ウトロ平和祈念館　副館長
一般財団法人
ウトロ民間基金財団　理事
金　秀煥

昨年四月三〇日に開館したウトロ平和祈念館（宇治市伊勢田町）にはこの間、多くの個人、団体が訪れている。一〇月一八日には世界人権問題研究センターの人権大学講座として行われた、講演とガイド、地区内のフィールドワークに多くの方々にご参加いただいた。ウトロ地区を通じて、在日朝鮮人の歴史を学び、在日朝鮮人を取り巻く問題をこの社会が抱える差別の問題として捉え、真摯な姿勢で参加される方々の姿を通じて大きな力をいただいている。

ウトロ平和祈念館がオープンしてから来館者はすでに八，〇〇〇名を超え、団体研修も一五〇件以上が行われている。

現在ウトロ平和祈念館での団体ガイドプログラムは、ウトロ平和祈念館の概要解説（講話）、館内展示に対する説明（ガイド）、外部展示場と地区内の見学（フィールドワーク）、質疑応答と意見交換などを行っている。

講話の内容は、ウトロ地区の歴史と祈念館建設に至たる経緯、そして祈念館に込められたメッセージを伝えている。

戦争と植民地支配によって生まれたこの在日朝鮮人の集落は、戦後も厳しい差別と劣悪な生活を強いられ、ついには立ち退き問題まで発生する。しかし最後まであきらめずに声を上げ続けた住民たちと、住民たちを必死に支援した日韓・在日市民たちとの連帯の力によって、立ち退き問題を乗り越えて新しいまちづくりと祈念館開館まで至った。

祈念館では在日朝鮮人の悲しい歴史だけでなく、それを乗り越えた実践、多く人々の連帯の力によって新しい未来を切り拓いた実践を、この社会での希望として伝えている。

二階の常設展示室のガイドはウトロ地区の歴史を、当時の歴史背景と社会の構造を踏まえて説明をする。ウトロ地区の歴史を知るためには、在日朝鮮人がどのような歴史的背景の中で生まれ、どのような社会の構造に置かれていたのかを理解する必要がある。限られた展示スペースに収めきれなかった内容や、展示を通じて伝えたいことを説明するのだが、これも限られたガイド時間ですべて説明するのは難しい。なのでガイド説明を聞いた上で、また改めて来館いただき、じっくり展示を見ていただきたい―そう思っている。

三階の企画展は「ウトロに生きた人々」と題し、ウトロで生きてお亡くなりなった人々を紹介している。個々

人の来歴やエピソードが展示されているので、この部分はガイド説明や順路などを設けず、各々が展示されている人々と対話をするように見てほしい。また三階通路は一昨年に起きたウトロ地区放火事件に関するパネル展示がある。放火事件発生の経緯とそれに対する取り組み、そして判決の内容までを整理し展示をしている。

ウトロ平和祈念館には外部展示場として、京都飛行場建設に携わった朝鮮人労働者の飯場（宿舎）が再現されている。この飯場は一九四三年ごろに建てられ、一九八〇年代の中盤まで住居として使用され現存していたものを解体し、その材木を利用して祈念館建設に伴って屋外に再現したものだ。

安全基準などの規制があるため、現存していたものよりかなり綺麗に仕上がってしまったものの、当時の生活を想像させる貴重な記録物として来館者の関心を集めている。

現在ウトロ地区は三分の二が整備され、以前の地区の姿を残す部分は三分の一のみとなっており、「開発」と「未整備」のコントラストを感じることができる。「開発」された部分には、二〇一八年から入居が始まった市営住宅第一棟が建っており、その隣では第二棟の建設が進められている。この第二棟は今年度中の完成が予定されており、現在「未整備」部分に居住する人々が入居することになる。入居が終わると、以前の姿を残していたこの区域もいよいよ整備されることになる。

この整備に伴って撤去されることになるのが放火の現場である。

ウトロ地区の放火事件はメディアやインターネットでも広く知られ、その現場は写真や動画で伝わっているが、現場を直接見ることでその深刻さを改めて感じるようである。祈念館のパネル展示を見た人たちでも現場を見るとため息が漏れる。放火の凄惨さを体感する人びとの反応を見るたびに、放火跡をヘイトクライムの恐ろしさを伝えるために保存できないかと思う。

ウトロ平和祈念館はウトロ地区を通じて在日朝鮮人の歴史を伝え、それを乗り越えた力としての出会いと連帯を、これからも多くの人々と紡いでいける、学びと出会いの拠点としてその役割を果たしていきたい。

ウトロ平和祈念館ＵＲＬ　https://www.utoro.jp

# 多様性は可能性
## （公財）京都市国際交流協会の取り組み

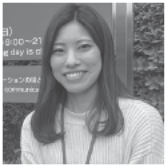

公益財団法人
京都市国際交流協会
総務課　広報
山本　弥生

現在私が勤務するｋｏｋｏｋａ京都市国際交流会館の玄関で、当時五歳の私はドイツ人留学生に出会い、偶然知っていたドイツ語で挨拶をしました。その時彼が驚き喜んでくれたことが嬉しかった思い出は、この玄関の風景と共に鮮明に残っており、今となれば世界とつながる一歩だったかもしれない、と思います。

「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」。京都市が一九七八年に世界文化自由都市宣言で掲げた、このまちの理想像の実現に向けて、京都市国際交流協会は「市民レベルでの国際交流の推進」及び「地域における国際化推進」を基本方針として運営を開始し、二〇一九年に三〇周年を迎えました。

在住外国人を取り巻く環境が大きな転換期を迎える今、これまで蓄積した協会の力を発揮しながら私たちが願う社会の実現のために、様々な需要にも柔軟に対応し、幅広く事業を実施しています。

―私たちが描く社会のすがた―

・誰もが社会の一員として、自分の意見や想いを自由に伝えあうことができる社会
・誰もが世界の人とのつながりを実感できる社会

### ○多文化共生の社会づくり

京都市には、人口の約三％にあたる一五四の国・地域の四二、五九四人（二〇二一年一二月現在）の外国人が暮らしています。

多様な理由でここに生活する誰もが、国籍や文化、ことばの違いなどで不利益を受けることなく社会の一員として生活できるように、そしてその違いが生み出す多様性が社会の活力となるように支援や情報発信を行っています。

京都市外国籍市民総合相談窓口では、生活や法律、在留資格に関する相談をはじめ、雇用や行政窓口、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等生活に係る情報提供をニーズに合わせた言語で行っています。また、地域の団体と連携して保護者と子どもを対象としたイベントの実施など、子育て応援事業も幅広く展開し、文化や言語を超えて子育て世代が交流できる場を提供していま

す。

**○多文化共生社会を共に**

ボランティア一人ひとりが地域の国際化を進めるリーダーとなり、活動を広げていくことができるよう機会の提供や人材育成に対するサポートを行っており、一一のボランティア活動で五一七人（二〇二二年三月現在）が活動しています。昨年からはオンラインによる日本語学習支援を開始し、来日前から利用していた学習者は「ｋｏｋｏｋａに来るのが夢だった」と語ってくれました。

**○留学生の生活・活躍を応援**

留学生が勉学に励み、日本文化に親しみながら安心して生活できるよう、行政や大学・日本語学校と連携をとりながらサポートし、日本人学生との交流にも力を入れています。

**○「違い」を楽しみ理解するイベントを開催**

留学生が小・中学校で講師となり出身国・地域の紹介を行う「国際理解プログラムＰＩＣＮＩＫ」では、違いを認め理解する力を養うことで、子ども達の他者への共感力を伸ばすことを目的としており、留学生にとっても普段の生活とは違う形で、社会とのつながりを実感する機会となっています。

また毎年一一月三日には多文化を身近に感じるイベント「ｋｏｋｏｋａオープンデイ」を開催し、昨年は約七，〇〇〇人の方にご来場いただきました。

その他、ホールや会議室等の貸し出し、ｋｏｋｏＰｌａｚａ（図書・資料室）、姉妹都市コーナー・展示室等「ｋｏｋｏｋａ京都市国際交流会館」を国際交流の拠点として気軽に利用できる施設として管理・運営をしています。

外国人労働者の受け入れやコロナ禍、そしてロシアによるウクライナ侵攻など、この数年の間にも大きく変化した社会。

昨年三月一八日には「ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク」を発足し、ウクライナから避難された方々を温かく受け入れ支援を行うため、当協会が窓口となり企業・団体、市民の皆様と連携した取り組みを進めています。

二〇二一年にキーウ市との姉妹都市提携五〇周年を迎えた京都市には、一月六日現在七二名の方が避難されています。避難者同士の交流会や在住ウクライナ人が企画・運営を行うイベントも実施し、市民からも多くの関心が寄せられています。

―市民から愛され、信頼される協会を目指して―

人との出会いは新たなつながりをもたらし、賑わいはさらなる仲間を増やします。私たちは多様な立場の人や団体とのつながりに支えられていることへの感謝とともに「京都にｋｏｋｏｋａがあってよかったと思ってもらえるように」と考えながら、今後も事業を展開していきます。

# 文化芸術による共生社会の推進に向けて

文化庁地域文化創生本部

文化芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っています。障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものです。

平成二九年六月、文化芸術振興基本法が改正され、基本理念に「年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備」を盛り込んだ「文化芸術基本法」が制定されました。

翌年六月には、文化芸術基本法や障害者基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「推進法」）が公布・施行されました。文化庁は、厚生労働省とともに検討を行い、障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や施策の方向性等について定める「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）を平成三一年三月に策定しました。

文化芸術基本法や推進法、基本計画に基づく施策を着実に進めるため、文化庁では、令和元年度に「障害者等による文化芸術活動推進事業」を創設し、美術・演劇・舞踊など多様な分野における鑑賞・創造・発表等に係る

先駆的な取組を推進しています。

地域の高齢者や障害者、在留外国人等の多様な方々を対象とした演劇的手法を用いたコミュニケーションに関するワークショップの実施や、舞台芸術の鑑賞を支援するサービスを地域の舞台芸術に関わる方々と共有し技術移転するためのフォーラムの開催、作品販売や権利保護等のノウハウを普及するためのハンドブックの作成やセミナーの実施など、文化芸術団体等の様々な実践に対して支援を行ってきたところです。こうした多様な取組により、全国で障害の有無や年齢などにかかわらず文化芸術に親しみ、参加できる体験・交流の機会が生まれており、文化芸術自体の価値やその在り方についても考えるきっかけにもなっています。

また、令和二年度から、京都国立近代美術館等の京都の文化施設が連携し、一二月の障害者週間にあわせて、アートを通して多様性や共生社会のありかたについて考えるプロジェクト「CONNECT ⇄ __」（コネクト）を開催しています。障害当事者・支援者・専門家等による対談イベントや、障害をテーマとした映画の上映会、障害のある方の多様な表現や作品の展示会やワークショップなど、美術館・劇場・図書館・動物園等が共通コンセプトのもとでそれぞれの特徴を活かしたプログラムを展開・発信しています。

更に、障害者による文化芸術活動の裾野を拡大するだけでなく、活動の実践の場である地域における推進体制を構築することも重要であることから、地方公共団体に対し、推進法に基づく計画等の策定や、地域における関係機関によるネットワークづくり等を促してきたところです。

令和４年度「CONNECT ⇄＿ 」の様子

第一期の基本計画期間において、障害者による文化芸術活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたものの、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や文化プログラムの実施も追い風となり、文化・福祉等の多様な主体による鑑賞・創造・発表等に係る取組が進められてきました。第一期の計画期間が今年度で満了となることから、文化庁は厚生労働省と連携し、第二期の基本計画の策定に向けて、推進法に基づく関係省庁会議や有識者会議を設置し、今後の施策の方向性等について検討を進めているところです。

今年度末に文化庁は京都へ本格移転し業務を開始します。こうした節目を契機として、文化庁は、文化芸術による共生社会の実現に向けて、厚生労働省をはじめとした関係省庁と引き続き緊密に連携し、京都府・京都市におけるこれまでの共生社会に係る取組により蓄積された知見等も参考にしながら、第二期の基本計画を踏まえた更なる施策の推進に取り組んでまいります。

＜文化庁の京都移転＞

# 本年３月27日、文化庁が京都へ！

◆ 明治以来初の中央省庁移転となる文化庁の京都への全面的移転がいよいよ３月27日に実現します。

＜移転先：旧京都府警察本部本館＞

Agency for Cultural Affairs moving to Kyoto
文化庁京都へ

## 日本の文化を京都から！

文化庁移転に向けた
取組状況等はこちらをご覧下さい→

行政、経済界、文化団体等のオール京都で構成する「文化庁京都移転プラットフォーム」は、文化庁と連携し、京都の文化を活かした地域活性化へ向けて、取り組んでいきます。

【文化庁京都移転プラットフォーム】事務局：京都府文化政策室☎075-414-5140

GLOBE
グローブ・№112　2023年1月発行　発行人／理事長・坂元茂樹　印刷／株式会社　田中プリント

# 人権大学講座・人権問題シンポジウム講演録

シンポジウム講演録
頒価　100円

報　　告　**部落問題の現在―全国水平社創立一〇〇周年から考える―**

パネリスト　　山本　崇記　　静岡大学人文社会科学部准教授

**ジェンダーに基づく社会構造的差別の現状と課題**
**～女性の社会進出を阻むもの～**

三輪　敦子　　（一財）アジア・太平洋人権情報センター所長

**社会構造的差別としてのハンセン病**

坂元　茂樹　　（公財）世界人権問題研究センター所長
神戸大学名誉教授

コーディネーター　　薬師寺　公夫　立命館大学名誉教授

◎お問い合せ、お申込みは下記へ

**公益財団法人　世界人権問題研究センター**
〒604-8221　京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1
TEL 075-231-2600　FAX 075-231-2750
［URL］ https://khrri.or.jp ［E-MAIL］ jinken@khrri.or.jp